



## 動物取扱業を申請・届出するみなさまへ

動物の販売等を、① 社会性を持って、② 反復継続的に又は多数の動物を、③ 営利を目的として行う場合は、第一種動物取扱業の登録を受ける必要があります（動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 10 条）。営利を目的としないが、一定の要件を満たす場合は、第二種動物取扱業の届出が必要になります（法 24 条の 2 の 2 最後の頁参照）。

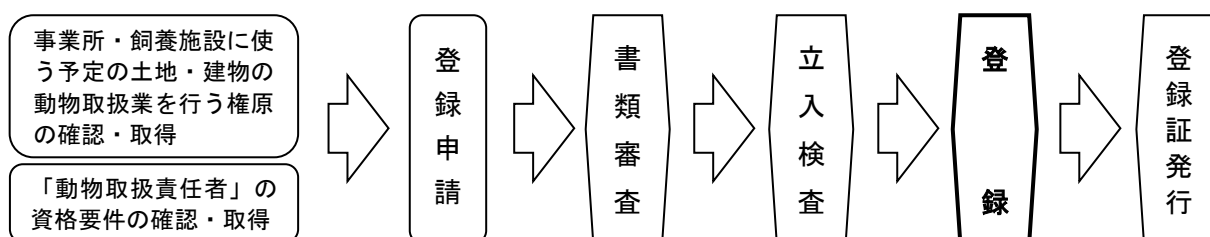
動物取扱業の規制の対象となる動物の分類群は、哺乳類、鳥類 又は 爬虫類です。両生類、魚類、昆虫類等は対象とされていません。また、規制の対象となる利用目的別では、家庭動物や展示動物等として利用する動物となっており、畜産農業に係るもの、試験研究用又は生物学的製材の製造の用に供するために飼養又は保管しているもの（いわゆる実験動物）は除かれています。

### 第一種動物取扱業について

第一種動物取扱業には、販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養の 7 種類の業種があります。

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露天等における販売のための動物の飼養業者、飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、美容業者（動物を預かる場合）、ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設（「ふれあい」を目的とする場合）、アニマルセラピー業者
競りあっせん	動物の売買をしようとする者のあっせんを行う業	会場を設けてのペットオークション
譲受飼養	動物を譲り受けて飼養する業	老犬ホーム、老猫ホーム

第一種動物取扱業を始めるにあたっては次の手順で申請し、登録を取得する必要があります。



第一種動物取扱業登録申請における必要書類

書類等	業種・種別	新規登録				更新申請			
		法人		個人		法人		個人	
		販売 貸出し	その他※1	販売 貸出し	その他※1	販売 貸出し	その他※1	販売 貸出し	その他※1
1 第一種動物取扱業登録申請書 (様式第1)		○	○	○	○	—	—	—	—
2 第一種動物取扱業登録更新申請書 (様式第4)		—	—	—	—	○	○	○	○
3 登記事項証明書 (原本・3か月以内発行のもの)		○	○	—	—	△	△	—	—
4 動物愛護管理法 第12条 第1項 第1号 から 第7の2号 までに該当しない事を示す書類 (参考様式第1)		○	○	○	○	△	△	△	△
5 第一種動物取扱業の実施の方法 (様式第1別記)		○	—	○	—	○	—	○	—
6 飼養施設の平面図 (様式はありません)		○※2	○※2	○※2	○※2	△※2	△※2	△※2	△※2
7 ケージ等の規模を示す平面図・立面図 (様式はありません)		○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3
8 飼養施設付近の見取り図(地図) (様式はありません)		○※2	○※2	○※2	○※2	△※2	△※2	△※2	△※2
9 役員の氏名及び住所を記載した書面 (様式はありません)		○	○	—	—	△	△	—	—
10 犬猫健康安全計画 (様式第1別記2)		○※3	—	○※3	—	○※3	—	○※3	—
11 動物取扱責任者の資格要件を満たす証明 (資格者証及び従事期間の証明書等)		○	○	○	○	△	△	△	△
12 土地・建物の事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原 を示す書類 ((1) 又は (2)、該当する場合は(3)) (1) 固定資産税納税通知書、登記簿の謄本・抄本、登記事項証明書 のいずれかの原本及びその写し (2) 賃貸契約書の原本及びその写し (3) 上記(1) (2)の名義人と申請者が異なる場合は、所有者 又は 管理受託者から場所使用の承諾証明書 (保健所に参考 様式があります)		○	○	○	○	○	○	○	○
13 直近の動物取扱責任者研修修了証		—	—	—	—	○	○	○	○
14 申請手数料		新規の場合：16,000円 (同時申請の場合2業種目から8,000円) 更新の場合：10,000円 (同時申請の場合2業種目から5,000円)							

△：登録申請時から 又は 変更届出後から 変更がない場合、省略が可能です。

※1：保管、訓練、展示、競りあっせん業、譲受飼養業

※2：飼養施設がある場合

※3：犬猫等販売業者に限る

# 動物取扱責任者等の資格要件

動物取扱責任者は、次のいずれかの要件を満たす必要があります。(施行規則第9条第1号)

パターン1	獣医師又は愛玩動物看護師であること	
パターン2	下表の資格があること	+ 実務経験 <sup>※1</sup> があること
パターン3	一定の要件を満たす学校法人の教育機関を卒業していること <sup>※2</sup>	+ 実務経験 <sup>※1</sup> があること

## 施行規則第9条第1号二で認められた資格

資格名	団体名	業種						
		販売	保管	※3 貸出	訓練	展示	※3 競あ	※3 譲飼
愛犬飼育管理士	(一社)ジャパンケルクラブ	○	○	○	○	○	○	○
愛玩動物飼養管理士	(公社)日本愛玩動物協会	○	○	○	○	○	○	○
JAHA 認定家庭犬しつけインストラクター	(公社)日本動物病院福祉協会	○	○	○	○	○	○	○
動物看護師(3級)	(公社)日本動物病院福祉協会	○	○	○	○	○	○	○
家庭動物管理士 <sup>※4</sup>	(一社)全国ペット協会	○	○	○	—	○	○	○
公認訓練士	(一社)ジャパンケルクラブ	—	○	—	○	—	—	○
公認訓練士	(公社)日本警察犬協会	—	○	—	○	—	—	○
GCT(Good Citizen Test)	(一社)優良家庭犬普及協会	—	○	—	○	—	—	○
小動物飼養販売管理士	協同組合ペットサービスグループ(PSG)	○	○	○	○	○	○	○
動物介在福祉士(初級、中級、上級、教師)	(一社)全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
動物看護師(初級、中級、上級、教師)	(一社)全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
家庭犬訓練士(初級、中級、上級、教師)	(一社)全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
トリマー(初級、中級、上級、教師)	(一社)全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
動物取扱士(3級)	(NPO)九州鳥獣保護協会	○	○	○	○	○	○	○
認定ペットシッター	ビジネス教育連盟・ペットシッタースクール	—	○	—	○	—	—	○
ペットシッター士 <sup>※7</sup>	(NPO)日本ペットシッター協会	—	○	—	○	—	—	○
愛護動物取扱管理士	(一社)新潟県動物愛護協会	○	○	○	○	○	○	○
競技別指導者資格馬術D-F	(公財)日本スポーツ協会 <sup>※6</sup>	○	○	○	○	○	○	○
競技別指導者資格馬術指導員	(公財)日本スポーツ協会 <sup>※6</sup>	○	○	○	○	○	○	○
競技別指導者資格馬術上級D-F	(公財)日本スポーツ協会 <sup>※6</sup>	○	○	○	○	○	○	○
公認馬術指導者資格D-F	(公財)日本スポーツ協会 <sup>※6</sup>	○	○	○	○	○	○	○
公認馬術指導者資格指導者	(公財)日本スポーツ協会 <sup>※6</sup>	○	○	○	○	○	○	○
乗馬指導者資格(初級)	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○	—	○	○	○
乗馬指導者資格(中級)	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○	○	○	○	○
地方競馬教養センター騎手過程修了者	地方共同法人地方競馬全国協会	○	○	○	○	○	○	○
調教師	地方共同法人地方競馬全国協会	○	○	○	○	○	○	○
実験動物技術者(2級)	(公社)日本実験動物協会	○	○	○	—	○	○	○
認定動物看護師	(一財)動物看護師統一認定機構	○	○	○	○	○	○	○
犬の飼育管理アドバイザー	(NPO)犬の総合教育社会化推進機構	○	○	○	○	○	○	—
ドッグトレーナー	(NPO)犬の総合教育社会化推進機構	○	○	○	○	○	○	—
プロフェッショナルドッグトレーナー	(NPO)犬の総合教育社会化推進機構	○	○	○	○	○	○	—
マイスタードッグトレーナー	(NPO)犬の総合教育社会化推進機構	○	○	○	○	○	○	—
レース鳩飼養管理士	(一社)日本鳩レース協会	※8 ○	※8 ○	※8 ○	※8 ○	※8 ○	※8 ○	※8 ○

※1 営もうとする第一種動物取扱業の種類と同一種別での半年間以上の実務経験又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養従事経験があること ※2 畜産学を専攻する学科又は動物の生理生態等について教育する学科を修了している必要があります。申請・届出前に卒業証書及び履修証明書等を添え窓口で御相談下さい。 ※3 貸出：貸出し 競あ：競りあわせん業 譲飼：譲受飼養業 ※4 旧称：家庭動物販売士 ※6 旧称：(公財)日本体育協会 ※7 平成21年4月1日以降取得者に限る ※8 鳥類のみ

## 第二種動物取扱業について

営利性のない動物の取扱のうち、飼養施設を有して、一定数以上の動物を飼養する場合については、第二種動物取扱業として届出が必要です（法 24 条の 2 の 2）。

### 第二種動物取扱業の届出が必要となる飼養動物の数

種別	動物の例	動物の合計数		
大型動物	牛、馬、豚、ダチョウ又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類若しくは鳥類に属する動物）及び特定動物	3 以上	} 10 以上	} 50 以上
中型動物	犬、猫又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物。ただし、大型動物は除く。	10 以上		
その他の動物	上記以外の哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物	50 以上		

### 第二種動物取扱業登録申請における必要書類

書類	業種・種別	法人		個人	
		譲渡し 貸出し	その他※1	譲渡し 貸出し	その他※1
1	第二種動物取扱業登録申請書（様式第 11 の 4）	○	○	○	○
2	第二種動物取扱業の実施の方法（様式第 11 の 4 別記）	○	—	○	—
3	飼養施設の平面図（様式はありません）	○※2	○※2	○※2	○※2
4	飼養施設付近の見取り図（地図）（様式はありません）	○※2	○※2	○※2	○※2
5	土地・建物の事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原を示す書類（(1) 又は (2)、該当する場合は(3)） (1) 固定資産税納税通知書、登記簿の謄本・抄本、登記事項証明書 のいずれかの 原本（確認後返却） (2) 賃貸契約書の 原本（確認後返却） (3) 上記(1) (2)の名義人と申請者が異なる場合は、所有者又は 管理受託者から場所使用の承諾証明書(保健所に参考様式があります)	○	○	○	○
6	登記事項証明書（原本・3 か月以内発行のもの）	○	○	—	—

※1 : 保管、訓練、展示

※2 : 飼養施設がある場合



**埼玉県狭山保健所**  
生活衛生・薬事担当

〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山 2-16-1

電話：04-2941-6535

E-mail：f5462122@pref.saitama.lg.jp